

監査委員 告示 第 8 号

地方自治法第199条第4項に基づき定期監査を行ったので、その結果報告書を同条第9項の規定により公表します。

平成29年11月28日

塩竈市監査委員 高橋 洋一
塩竈市監査委員 菊地 進

定期監査結果報告書

1 監査の対象

教育委員会教育部全課

塩竈市立玉川小学校、塩竈市立第一中学校

2 監査実施場所

各対象課及び学校施設内

3 監査実施期間

平成29年10月5日(木)～平成29年10月19日(木)

4 監査の方法

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約・検収状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、適正性などの観点から監査を実施した。

5 監査の結果

歳入歳出の状況は、それぞれ別表に示したとおりである。財務に関する事務の執行、並びに事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されていると認められた。